

米国特許商標庁、審判請求の早期審理施行プログラムを開始



www.harakenzo.com/jpn/gaikoku_siryu
06-6351-4384(代表)
iplaw-osk@harakenzo.com



1. 背景

2020年7月1日、米国特許商標庁(USPTO)は、特許審判部(PTAB)への査定系審判請求において早期審理の申請を受け付けると発表。

本試行プログラムは、申請が許可された日から6か月以内の決定を目標とする(現在の平均審理期間は約14か月)。

以下、早期審理施行プログラム(**Fast-Track Appeals Pilot Program**)の概要を説明する。

2. 概要

◆期間

・2020年7月2日から開始。試行期間は1年間。

・USPTOは、本プログラムの利用状況に応じて2021年7月2日以降のプログラム延長を決定することができる。

▲ 概要

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信!
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。